(その1)

収支報告書

令和7年分
(開催分)

(ふりがな) よしつねかい

1 政治団体の名称 よしつね会

2 主たる事務所の所在地 愛知県名古屋市北区山田1丁目10番8号

3 代表者の氏名 (姓) 吉田 (名) 統彦

4 会計責任者の氏名 (姓) 竹田 (名) 卓弘

事務担当者の氏名 (姓) 吉田 (名) 絢子

(電話) 052-508-8412

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
□ 政党の支部	☑ その他の政治団体
□ 政治資金団体	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☑ 2以上の都道府県の区域等	□ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

☑ 有
□ 無

公職の種類 衆議院議員
(現職・候補者の別) (候補者等)

資金管理団体の届出をした者の氏名 (姓) 吉田 (名) 統彦

国会議員関係政治団体の区分

☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
□ 政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体
□ 政治資金規正法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体

公職の候補者の氏名等 (姓) 吉田 (名) 統彦
公職の種類等 衆議院議員
(現職・候補者の別) (候補者等)
公職の候補者の氏名等(2人目) (姓) (名)
公職の種類等
(現職・候補者の別)
公職の候補者の氏名等(3人目) (姓) (名)
公職の種類等
(現職・候補者の別)

愛知県選挙管理委員会 -8.6.30 第 号

受付 8.7.16 収支公開室 第 号

資金管理団体の指定の期間
から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

10520

(その2)

収支の状況

1　収支の総括表

収入総額	105,926,434
(前年からの繰越額)	88,666,434
(本年の収入額)	17,260,000
支出総額	382,768
翌年への繰越額	105,543,666

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金額	0
員数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附	1,760,000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	15,500,000	
小計　(ア) ＋ (イ) ＋ (ウ)	17,260,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合計　(ア ＋ イ)	17,260,000	

(その7)

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		1.個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)		職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
				都道府県、郡及び市区町村	町又は字以降		
1	鈴木秀明	50,000	R7/1/6	愛知県名古屋市中区	栄3-15-8 服部名古屋栄ビル 5F	医師	
2	鈴木秀明	50,000	R7/2/3	愛知県名古屋市中区	栄3-15-8 服部名古屋栄ビル 5F	医師	
3	鈴木秀明	50,000	R7/3/8	愛知県名古屋市中区	栄3-15-8 服部名古屋栄ビル 5F	医師	
4	鈴木秀明	50,000	R7/4/4	愛知県名古屋市中区	栄3-15-8 服部名古屋栄ビル 5F	医師	
5	鈴木秀明	50,000	R7/5/7	愛知県名古屋市中区	栄3-15-8 服部名古屋栄ビル 5F	医師	
6	鈴木秀明	160,000	R7/6/4	愛知県名古屋市中区	栄3-15-8 服部名古屋栄ビル 5F	医師	
7	鈴木秀明	160,000	R7/7/4	愛知県名古屋市中区	栄3-15-8 服部名古屋栄ビル 5F	医師	
8	鈴木秀明	160,000	R7/8/4	愛知県名古屋市中区	栄3-15-8 服部名古屋栄ビル 5F	医師	
9	鈴木秀明	160,000	R7/9/2	愛知県名古屋市中区	栄3-15-8 服部名古屋栄ビル 5F	医師	
10	鈴木秀明	160,000	R7/10/6	愛知県名古屋市中区	栄3-15-8 服部名古屋栄ビル 5F	医師	
11	鈴木秀明	160,000	R7/11/5	愛知県名古屋市中区	栄3-15-8 服部名古屋栄ビル 5F	医師	
12	鈴木秀明	160,000	R7/12/2	愛知県名古屋市中区	栄3-15-8 服部名古屋栄ビル 5F	医師	
13	(小計)	1,370,000					
14	平野和子	10,000	R7/1/6	愛知県名古屋市西区	笠取町1-94	無職	
15	坪田一男	100,000	R7/1/27	千葉県船橋市	西船5-26-7	会社役員	
	この頁の小計	1,480,000					

(その７)

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		1.個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)		職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
				都道府県、郡及び市区町村	町又は字以降		
16	平野安	50,000	R7/2/15	愛知県名古屋市北区	柳原2-4-6　ひら乃コーポ1-A	無職	
17	平野安	30,000	R7/5/9	愛知県名古屋市北区	柳原2-4-6　ひら乃コーポ1-A	無職	
18	(小計)	80,000					
19	渡辺幸雄	100,000	R7/4/30	愛知県名古屋市中村区	名駅南2-8-26	会社役員	
20	安田智雄	50,000	R7/4/30	愛知県名古屋市緑区	大高町丸根51	会社役員	
21	川口稔之	50,000	R7/8/8	愛知県名古屋市東区	筒井2-10-8	会社役員	
22							
	この頁の小計	280,000					
	その他の寄附	0					
	合計	1,760,000					

(その７)

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
1	吉田統彦後援会	15,000,000	R7/8/8	愛知県名古屋市北区山田１丁目１０番８号	吉田統彦	
2	日本医師連盟	500,000	R7/8/29	東京都文京区本駒込3-40-13　ヴィラ東邦601	松本吉郎	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	15,500,000				
	その他の寄附	0				
	合　　計	15,500,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	0	0	
(4) 事務所費	13,970	0	
小計	13,970	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	285,190	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	4,716	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	78,892	0	
小計	368,798	0	
合計	382,768		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	政治資金監査	12,100	R7/6/[illegible]	葵総合税理士法人	愛知県名古屋市中区千代田３丁目１４番２２号	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	12,100				
	その他の支出	1,870				
	合計	13,970				

補正年月日	補正内容	会計(出納)責任者
令和 8 年 7 月 14 日	1箇所 訂正 追加	竹田卓弘 竹田 印

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					交通費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	ＥＴＣ通行料金	10,240	R7/3/10	三井住友トラストクラブ株式会社	東京都中央区晴海１丁目８－１０ 晴海アイランドトリトンスクエアＸ棟	
2	ＥＴＣ通行料金	18,700	R7/4/10	三井住友トラストクラブ株式会社	東京都中央区晴海１丁目８－１０ 晴海アイランドトリトンスクエアＸ棟	
3	ＥＴＣ通行料金	11,890	R7/6/10	三井住友トラストクラブ株式会社	東京都中央区晴海１丁目８－１０ 晴海アイランドトリトンスクエアＸ棟	
4	ＥＴＣ通行料金	17,550	R7/7/10	三井住友トラストクラブ株式会社	東京都中央区晴海１丁目８－１０ 晴海アイランドトリトンスクエアＸ棟	
5	ＥＴＣ通行料金	12,430	R7/10/10	三井住友トラストクラブ株式会社	東京都中央区晴海１丁目８－１０ 晴海アイランドトリトンスクエアＸ棟	
6	ＥＴＣ通行料金	18,490	R7/11/10	三井住友トラストクラブ株式会社	東京都中央区晴海１丁目８－１０ 晴海アイランドトリトンスクエアＸ棟	
7						
8						
9						
	この頁の小計	89,300				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					交通費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	195,890				
	合計	285,190				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		7．調査研究費	
					書籍	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	4,716				
	合計	4,716				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		9．その他の経費	
					その他の経費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	野球用具	78,892	R7/11/23	美津濃株式会社	大阪府大阪市中央区北浜４丁目１番２３号	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	78,892				
	その他の支出	0				
	合計	78,892				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑ 1　領収書等の写し

□ 2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑ 3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年　6月　30日

政治団体の名称　よしつね会

会計責任者の氏名　竹田　卓弘

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和８年６月２９日

よしつね会
代表　吉田　統彦　殿

登録政治資金監査人　杉浦康晴

登　録　番　号　　第　３１７０　号
研修修了年月日　平成２１年１１月２７日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、よしつね会の令和７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、よしつね会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

よしつね会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、よしつね会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上